



空き店舗対策補助事業について【継続募集中!】

問 企画調整課 商工観光係 476-1111 (221)

町内の商業活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者などに対し、開業に係る経費 (店舗改修費など)の一部を助成します。

【補助対象者】

○個人又は法人(中小企業)、その他の団体

【補助の要件】

- ○小売店、飲食店、サービス業(風営法に規定するものを除く。)
- ○店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- ○概ね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- ○コミュニティ施設
- ○次のいずれにも該当しないこと
 - ●町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
 - ●町税などの滞納をしている事業者●その他町長が不適当と認める事業を行おうとする事業者

【補助対象経費及び補助金額】

【店舗改修費用】補助対象経費:店舗の改修に要する費用で改修費の総額が1件20万円以上であること。

補助金額:上限50万円

【店舗賃借料】補助金額:月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は年間30万円。

【補助金の交付手続き】

※補助金の交付手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。



定住住宅取得補助事業について【平成28年3月31日までの期間限定】

問 企画調整課 企画政策係 🕿 476-1111(222)

大崎町では、定住促進対策として下記の要件に該当する方に定住住宅取得補助金として最高100万円を補助します。

【補助対象者】

①転入者の場合

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に転入した方。ただし、世帯責任者の年齢は65歳未満とします。

②町内居住者の場合

町内居住者で義務教育終了前の子を扶養している方

【補助の要件】

- ●平成23年4月1日以降に町内に住宅を新築または購入(中古住宅を含む)すること
- ※新築または購入の場合も、登記を済ませることが必要です。
- ●新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること ●居住地の自治公民館に加入すること
- ●町税等に滞納がないこと・建て替えとみなされる場合は対象外となります。

【補助金額】(転入者と町内居住者では補助限度額が異なります)

土地の取得経費と住宅の取得経費の総額の5分の1を補助します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

①転入者の場合(最高100万円) ②町内居住者の場合(最高50万円)

【補助金交付申請】

補助金の交付を受けようとする方は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、住宅を新築または購入の日(登記完了後)から1年以内に役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の申請手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。